令和2年

上尾市教育委員会1月定例会 議案

議 案 名

議案第1号	上尾市ギャラリー管理規則の一部を改正する規則の制定		
	について		1
議案第2号	上尾市平方スポーツ広場管理規則の一部を改正する規則の制定について		3
議案第 3 号	上尾市平方野球場管理規則の一部を改正する規則の制定		
	について		5
議案第4号	上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について		7
議案第5号	上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則の一部を 改正する規則の制定について	1	1
議案第6号	上尾市英語指導助手設置規則を廃止する規則の制定につ		
	いて	1	3
議案第7号	上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	1	4

議案第1号

上尾市ギャラリー管理規則の一部を改正する規則の制定について 上尾市ギャラリー管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和2年1月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市ギャラリー管理規則の一部を改正する規則

上尾市ギャラリー管理規則(昭和58年上尾市教育委員会規則第1号)の 一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「主催する行事等に」を「主催し、又は国、県若しくはそれらの関係団体等と共催する事業を推進するために」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「5割減額」を「2分の1に相当する額の減額」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「行事等に」を「行事を行うために」に、「5割減額」を「2分の1に相当する額の減額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市又は教育委員会が共催し、又は構成団体の一員となって実施する事業を推進するために利用する場合(前号に該当する場合を除く。) 2 分の1に相当する額の減額

第5号様式中「平成」を削り、「会場」を「施設」に、「市民ギャラリー」を「上尾市民ギャラリー」に、「市役所ギャラリー」を「上尾市役所ギャラリー」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の上尾市ギャラリーの利用に係る使用料の減額又は免除について適用し、施行日前の上尾市ギャラリーの利用に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

上尾市ギャラリーの使用料の減免について、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第2号

上尾市平方スポーツ広場管理規則の一部を改正する規則の制定につい て

上尾市平方スポーツ広場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市平方スポーツ広場管理規則の一部を改正する規則

上尾市平方スポーツ広場管理規則(平成18年上尾市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「区分の場合」を「場合の区分」に改め、同項第1号中「主催する行事等に」を「主催し、又は国、県若しくはそれらの関係団体等と共催する事業を推進するために」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「5割減額」を「2分の1に相当する額の減額」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「行事等に」を「行事を行うために」に、「5割減額」を「2分の1に相当する額の減額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市又は教育委員会が共催し、又は構成団体の一員となって実施する事業を推進するために利用する場合(前号に該当する場合を除く。) 2 分の1に相当する額の減額

第8条第1項中「掲げる」の次に「場合の」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第1項の規定は、令和2年4月1日以後の上尾市平方スポーツ広場の施設の利用に係る使用料の減額又は免除について適用し、同日前の上尾市平方スポーツ広場の施設の利用に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

手数料・使用料等の適正化に伴い、上尾市平方スポーツ広場使用料の減 免規定の改正をしたいので、この案を提出する。

議案第3号

上尾市平方野球場管理規則の一部を改正する規則の制定について 上尾市平方野球場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和2年1月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市平方野球場管理規則の一部を改正する規則

上尾市平方野球場管理規則(平成18年上尾市教育委員会規則第3号)の 一部を次のように改正する。

第7条第1項中「区分の場合」を「場合の区分」に改め、同項第1号中「主催する行事等に」を「主催し、又は国、県若しくはそれらの関係団体等と共催する事業を推進するために」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「5割減額」を「2分の1に相当する額の減額」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「行事等に」を「行事を行うために」に、「5割減額」を「2分の1に相当する額の減額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市又は教育委員会が共催し、又は構成団体の一員となって実施する事業を推進するために利用する場合(前号に該当する場合を除く。) 2 分の1に相当する額の減額

第8条第1項中「区分の場合」を「場合の区分」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第1項の規定は、令和2年4月1日以後の上尾市平方野球場の施設の利用に係る使用料の減額又は免除について適用し、同日前の上尾市平方野球場の施設の利用に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

手数料・使用料等の適正化に伴い、上尾市平方野球場使用料の減免規定 の改正をしたいので、この案を提出する。

議案第4号

上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について 上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和2年1月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則

上尾市平塚サッカー場管理規則(平成18年上尾市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「主催する行事等に」を「主催し、又は国、県若しくはそれらの関係団体等と共催する事業を推進するために」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「5割減額」を「2分の1に相当する額の減額」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「行事等に」を「行事を行うために」に、「5割減額」を「2分の1に相当する額の減額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市又は教育委員会が共催し、又は構成団体の一員となって実施する事業を推進するために利用する場合(前号に該当する場合を除く。) 2 分の1に相当する額の減額

第8条第1項中「区分の場合」を「場合の区分」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

上尾市平塚サッカー場利用許可申請書					Ī	許可第	•		号	
(宛先)	二尾市教	育委員会	÷				年	J	1	日
ふりがな <u>団 体 名</u> 登 録 番 号 住 所 氏 名 T E L() —										
次のとおり)利用し 	たいので	甲訂		· ·					
利用日時	年(月 曜		午前1 午前2 午 後 夜間1 夜間2			時かり	ò	時	まで
会場責任者	住 所			氏 名		,	ΓEL ()	_
利用施設	サッカ	一場(2	全面	· 半i	 面)					
利用区分	一般・学生 児童・生徒									
	市内利用、市 入場料金の徴収の有無及び徴収する場合							る場合		
増使用料	外利用の区分の最高の入場料金									
該当の区分	市内利	用・市	+ /				III) fmr			
	外利用		有(円)・無				
夜間照明設 備の利用	時間 (全点灯 · 1 / 2 点灯)									
備考										

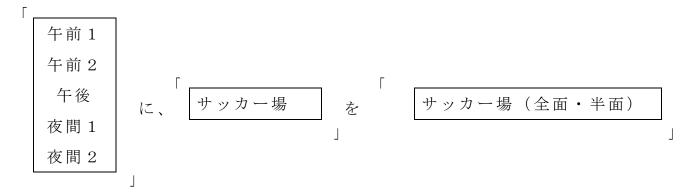
基本使用料		増使用料			合計使	見用料		
	円			円				円
減免(有・無)				納付額				
			円					円
					処	理	欄	

第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。



利用区分全面・半面市内・市外利用予定人員人入場料の徴収の有無有(円)・無に改める。夜間照明設備の利用時間(全点灯・1/2点灯)

第 5 号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、 午前 1 午前 2 午後



に改める。

第6号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年2月1日から施行する。ただし、第1号様式から 第3号様式まで、第5号様式及び第6号様式の改正規定は、令和2年4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第1項の規定は、令和2年4月1日以後の上尾市平塚サッカー場の施設の利用に係る使用料の減額又は免除について適用し、同日前の上尾市平塚サッカー場の施設の利用に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市平塚サッカー場の改修に伴う所要の改正をしたいので、この案を 提出する。

議案第5号

上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則の一部を改正する規則 の制定について

上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則の一部を改正する規則 上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則(昭和62年上尾市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「主催する行事等に」を「主催し、又は国、県若しくはそれらの関係団体等と共催する事業を推進するために」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「5割減額」を「2分の1に相当する額の減額」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「行事等に」を「行事を行うために」に、「5割減額」を「2分の1に相当する額の減額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市又は教育委員会が共催し、又は構成団体の一員となって実施する事業を推進するために利用する場合(前号に該当する場合を除く。) 2 分の1に相当する額の減額

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条第1項の規定は、令和2年4月1日以後の上尾市図書館瓦葺分館集会室の利用に係る使用料の減額又は免除について適用し、同日前の上尾市図書館瓦葺分館集会室の利用に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

上尾市図書館瓦葺分館集会室の使用料の減免について所要の変更をしたいので、この案を提出する。

議案第6号

上尾市英語指導助手設置規則を廃止する規則の制定について 上尾市英語指導助手設置規則を廃止する規則を次のように定める。 令和2年1月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市英語指導助手設置規則を廃止する規則

上尾市英語指導助手設置規則(平成元年上尾市教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

上尾市英語指導助手設置規則を廃止したいので、この案を提出する。

議案第7号

上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について 上尾市スポーツ推進審議会委員に下記の者を委嘱する。 令和2年1月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

1 委嘱 [任期:令和2年10月31日まで]

氏 名	住 所 等	役職名等	備考
尾花 瑛仁	上尾市仲町 在住	市議会議員	新任
戸野部 直乃	上尾市富士見 在住	市議会議員	新任

提案理由

令和元年12月1日に執行された「上尾市議会議員一般選挙」に伴い、 上尾市スポーツ推進審議会第1号委員(市議会議員)に変更があったこと から、上尾市スポーツ推進審議会条例(昭和51年上尾市条例第30号) 第4条の規定により、新たに委嘱したいので、この案を提出する。